

2022（令和4）年2月1日

教職員各位

学校法人松山大学

危機管理対策本部長 新井英夫

新型コロナウイルス感染症にかかる注意喚起及び勤務体制について（要請）

厚生労働省により、新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者の自宅待機期間と無症状患者の療養期間が、それぞれ10日間から7日間に短縮されました。

これに伴い、大学・法人が指定する地域への移動した場合の大学構内への入構制限期間を、愛媛県に戻った日から「11日間」から「8日間」に短縮いたします。入構制限期間は短縮いたしますが、10日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認等を行ってください。

## 記

### 1. 感染予防について

- マスク着用、手洗い、うがい、「3密」回避などの基本的な感染防止対策を徹底すること。
- 不要不急の外出を自粛すること。
- 政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会が「感染リスクが高まる5つの場面」として挙げている「飲酒を伴う懇親会等」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」、「居場所の切り替わり」について、十分に注意し、キャンパス内外を問わず、感染リスクの回避に努めること。（※内閣官房 <https://corona.go.jp/proposal/>）
- 自身の体調管理を徹底し、少しでも体調に異変を感じた場合には出勤を控えること。
- 愛媛県外への往来歴があるなど、感染不安を感じる場合は、積極的に無料PCR検査を活用すること。  
(愛媛県⇒<https://www.pref.ehime.jp/h25500/covid/muryokensa.html>)
- 新型コロナウイルス接触確認無料アプリ「COCOA」とLINEを活用した「えひめコロナお知らせネット」を併用し、活用すること。  
「COCOA」⇒感染者との接触日時がわかる。

(厚生労働省ホームページ [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html) )

「えひめコロナお知らせネット」⇒感染者との接触場所がわかる。

(愛媛県ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/h25500/linenet.html>)

- 医療機関からの指導等により PCR 検査及び抗原検査を受ける場合は、必ず総務部健康支援課（保健室）に連絡し、結果を報告すること。

## 2. 移動について

- 訪問先エリア(市区町村)の感染状況を必ず確認し、現地の注意事項に従うこと。
- 感染リスクの高い行動を避け、感染回避行動を徹底すること。
- 教育職員は拘束的業務（授業等）に支障が生じることのないよう注意すること。

### 【大学・法人が指定する地域への移動について】

(人口 10 万人あたりの 1 週間の新規感染者数が 15 人以上の都道府県)

- 当該地域への学外勤務（学外研修を含む）は、原則禁止とする。ただし、理事長がやむを得ない事由であると判断した場合は、許可することがある。当該地域へのやむを得ない学外勤務を予定する場合には、関係部署（業務担当部署と総務部人事課）と相談すること。
- 当該地域への私事による往来は、控えること。なお、愛媛県外への移動については、拘束的業務（授業等）に支障が生じることのないよう注意すること。
- 当該地域を往来する場合には、事前に関係部署（所属長と総務部人事課）に報告し、原則として愛媛県に戻った日から **8 日間**は大学構内への入構を控えること。教育職員は学外研修、事務職員は在宅勤務とする。ただし、業務の都合上、やむを得ない事由により、入構を希望する場合には、事前に関係部署と相談すること。
- 当該地域に長時間滞在せず、単に通過又は経由するのみ場合は、入構制限の対象外とするが、移動時は十分対策を講じること。

[大学・法人が指定する地域]

現在の指定する地域は、次のとおりです。

### ☆[大学・法人が指定する地域]

## 3. 教育職員の勤務について

研究室で活動する際は、感染防止に十分配慮し、研究室内において「密」の環境とならないよう注意した上で利用してください。なお、学外研修等の各種手続きは、各自で適切に手続きを行ってください。愛媛県外で学外研修を行う場合には、拘束的業務（授業等）に支障が生じることのないよう注意してください。

#### 4. 事務職員の勤務について

事業継続を担保し、人の間隔を十分にとった上で、勤務してください。必要に応じて、事務室の分散、在宅勤務や時差勤務をご活用ください。

#### 5. 学内会議について

「持ち回りによる会議」又は「オンライン会議」については、会議開催方式のひとつとしてこれからも適宜ご活用いただき、会議招集権者が対面方式による会議開催が必要と判断した場合は、感染拡大防止を徹底した上で対面方式による会議開催を認めます。

#### 6. 会食等開催及び参加に係る自粛について

会食（複数人による会話を伴う飲食）は厳に慎むよう強く要請する。

屋外での会食、バーベキュー等であっても、飛沫は飛散し、感染するリスクがあることから、屋外における会食についても自粛を要請する。

#### 7. 学外者及び構内での作業を要する事業者等の入構について

学外者及び事業者等に対して、次のように周知してください。

- 当面の間、入構の頻度を最低限に留めること。
- 入構する場合は手指消毒、マスク着用を徹底すること。また、入構者の連絡先を把握しておくこと。
- 次に該当する方は、入構を控えること。
  - ・発熱、咳、下痢など体調不良の方
  - ・法人が指定する地域から移動されて7日間以内の方

#### 8. 健康管理・健康観察について

日頃から、ご自身の体調管理・観察に留意し、少しでも体調に異変を感じた場合は、直ちに健康支援課に連絡してください。

総務部健康支援課 電話：089-926-7131（内線 2212）

メールアドレス：mu-hoken@matsuyama-u.jp

以上